

理事会及び役員に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、理事会及び役員に関する事項を定めることを目的とする。

(理事会)

第2条 理事会の招集は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 理事会においては、代理人及び書面による議決権の行使は不可とする。ただし、意思疎通が即時に可能な電話会議、テレビ会議を利用する場合には、出席として取り扱うものとする。

(資格の喪失)

第3条 役員は、その任期途中において、役員の選任に関する規程第2条に定める被選者たる資格を失った場合は役員の資格を失うものとする。但し、当該役員と正会員企業との間における委任関係若しくは雇用関係が存続している場合は、次期定時総会の終了時まで役員の資格を維持できるものとする。

2 前項の規定により、任期途中で役員の資格を喪失した場合は、速やかに辞任届を本会に提出しなければならない。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。

附 則

本規程の一部変更は、平成30年10月1日から施行する。